

熊本県立八代農業高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月24日
熊本県立八代農業高等学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
3 いじめ防止等の対策のための組織	5
(1) 構成員	
(2) 組織の役割	
4 いじめの防止等に向けた年間計画	5
(1) 年間の取組についての検証を行う時期	
(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期	
(3) いじめの未然防止の取組	
(4) いじめの早期発見の取組	
5 いじめに対する措置	8
6 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告、調査組織	
(3) 対処の進め方	
(4) 調査結果の提供及び報告	
(5) 留意事項	
参考資料	11～
○ いじめ防止等に向けた年間計画表	
○ いじめ未然防止マニュアル	
○ いじめ早期発見・対処マニュアル	
○ いじめを見抜くための留意点	
○ 八代農業高等学校いじめ防止基本方針概要	

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年いくつかのいじめが認知され、その中にはややもすると深刻な事態に至る危険性があったものもある。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この熊本県立八代農業高等学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）並びに、「熊本県いじめ防止基本方針」（平成25年12月26日決定。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について学校関係者全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応することが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

（４）家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校に、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（１）構成員

対策委員会は、校長、教頭、研修情報部長、保健主事、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、臨床心理士とする。

（２）組織の役割

対策委員会は学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

4 年間計画

（１）年間の取組についての検証を行う時期

- 前年度取組の評価を踏まえて、毎年度はじめに対策委員会を経て、いじめ防止等の取組の年間計画を確定する。
- 各学期末ごとに取組の検証を行うための会議を実施する。また、年度末には、年間の取組を総括する検証会議を実施する。

（２）取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

- 学期ごとの検証会議等の機会をとらえて、生徒からの悩み相談やいじめに関する訴え及びいじめ被害にあった生徒に対して適切な対処ができるように、すべての職員が教育カウンセリング技法等の習得並びにスキル向上を図るための職員研修を実施する。
- 「心のアンケート（いじめアンケート）」や「Q-U（学級診断用アンケート）」を実施した後、学級アセスメント会議等での情報共有の機会をとらえて、生徒の実態把握の状況やいじめ防止等の取組状況等を評価する。
- PTA総会や保護者連絡会等の機会をとらえて、家庭との連携のあり方や、特にインターネットを通じて行われるいじめ防止等への取組、さらには家庭に対する啓発活動の状況について評価を行う。
- 氷川地区学校等警察連絡協議会等の機会をとらえて、関係機関との連携のあり方や、特に重大事態の防止等への取組状況について評価を行う。

(3) いじめの未然防止の取組

【全教職員が日常的に行う取組】

- ① 生徒のいじめ問題に対する認識の深まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校や学級全体に醸成する。(ホームルーム、全校集会)
- ② 生徒の「規範意識」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、学校や社会の「規律」を守る指導の充実を図る。(授業、ホームルーム、全校集会、学校行事)
- ③ 生徒の「自尊感情」や「自己肯定感」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、道德教育の充実を柱として自尊感情や自己肯定感の醸成に向けた教育活動の充実を図る。(授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動、課外活動)
- ④ 生徒の「学校生活満足度」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて満足度向上につながる取組を工夫する。(授業、ホームルーム、学校行事)
- ⑤ 教師による深い生徒理解に基づく生徒との「信頼関係」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、生徒カルテを活用した生徒理解に基づき、教育活動全般を通じて信頼関係を醸成する。(授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動)
- ⑥ 生徒と生徒が「心の絆」を深めていくことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、あらゆる教育活動全般を通じて絆づくりの機会を設定することに努める。(授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動)
- ⑦ 人権意識の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、通常教育活動に加えて、「心のきずなを深める月間」や「いじめ根絶月間」、「人権週間」等の取組を通じて、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする態度および実践力や行動力を育てる。(授業、ホームルーム、学校行事)
- ⑧ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生やいじめの深刻化を招く場合もあるとの認識に立ち、教職員研修等を通じて指導方法の工夫・改善を図る。(職員研修)
- ⑨ 教職員が「いじめを絶対に防止する」との基本的認識を持ち、いじめに関する事例研究等を通じていじめ防止等に向けた実践的指導力を向上させるための校内研修の充実を図る。(職員研修)
- ⑩ 教職員が真摯に生徒と向き合うことによっていじめを防止できるとの認識に立ち、生徒の変化に迅速に対応できるよう、生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。(業務の見直し)
- ⑪ P T A連絡会や学校開放行事などのあらゆる機会をとらえて、学校、家庭及び地域の連携を深め、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けた取組を工夫する。

【授業の際に行う取組】

- ⑫ 学習意欲の向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を行い、授業のはじめに明確なねらいを示して生徒が活躍できる授業展開を工夫するとともに、一時間ごとに生徒の学習到達状況を確認する。また、言語活動の充実を図ることでコミュニケーション能力を向上させ、良好な人間関係を築くことができる力を育成する。
- ⑬ 豊かな心を育てることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、特に専門教科教育に

において、農業と家庭の専門高校で学ぶことの意義や重要性を理解させ、様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への思いやりの心や自他の命を大切にする心、人権尊重の態度、物事に感謝する心を身に付けるさせるなど、社会を生きぬく豊かな心を育成する。

- ⑭ 情報モラル教育の推進がいじめ防止につながるとの認識に立ち、情報に関わる法令学習やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用にともなう危険性に関する学習をととして、生徒がいじめや犯罪を起こしたり、巻き込まれたりしないように指導内容を充実させる。

【ホームルーム活動の際に行う取組】

- ⑮ 学校生活の基盤であるホームルームでの満足度向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、定期的な面談等を通じて生徒一人一人との深い信頼関係を築くとともに、生徒の居場所を確保し、生徒同士が安心して付き合える人間関係づくりができるように支援することを通じて、居心地の良いホームルーム環境をつくる。
- ⑯ 豊かな人間関係の形成がいじめ防止につながるとの認識に立ち、ホームルーム内の人間関係形成をはじめとして、学校行事や部活動等への積極的な参加により生徒が集団の中での体験活動や交流活動の機会をととして、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動できるよう指導する。
- ⑰ 学校と家庭の連携を深めることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、家庭訪問や三者面談、学級通信の発行等を通じて家庭との信頼関係の醸成に努める。

【生徒会活動を支援する取組】

- ⑱ 生徒自らが本校からいじめを根絶しようという強い決意をもつことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、生徒が主体となる取組（学校いじめ根絶宣言の採択、目安箱の設置、いじめ防止標語コンクールの実施など）を支援する。

（４）いじめの早期発見の取組

【全教職員が日常的に行う取組】

- ① いじめは発見しにくいという認識に立ち、すべての教育活動において注意深く生徒を観察し、生徒の変化について状況共有を図る体制づくりを進め、いじめの早期発見に努める。
- ② 昼休みや放課後など教師の目が届きにくい時間帯においていじめが行われやすいという認識に立ち、計画的に校内巡回をおこなって生徒の人間関係を観察し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 教師と生徒の信頼関係を深めることがいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、いじめに関する相談や通報をしやすい雰囲気づくりをすすめるとともに、生徒会による「目安箱」設置などの環境整備を行い、いじめの早期発見に努める。

【ホームルーム担任を中心に定期的に行う取組】

- ④ より正確な生徒理解がいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、不断の生徒観察や面談等に加えて、「心のアンケート（いじめアンケート）」や「Q-U」等の調査を定期的実施するとともに、学級アセスメント会議の開催などを通して生徒に関する情報

の共有化を図り、いじめの早期発見に努める。

- ⑤ 学校と家庭、地域社会等との連携を深めることがいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、保護者会等の機会を有効活用するとともに、「学校通信」や「学級通信」等を活用して生徒に関する情報の共有化を図る体制づくりをすすめ、いじめの早期発見に努める。

5 いじめに対する措置

- ① いじめを受けた生徒の安全確保を最優先に考え、いじめられている生徒を必ず守り通すという強い姿勢で、生徒及び保護者に対する支援を適切に行う。
- ② いじめを行った生徒ならびに加担した生徒に対しては、いじめは絶対に許されないという強い姿勢で、懲戒処分を含む適切な指導および支援を行うとともに、その保護者に対する助言も適切に行う。
- ③ いじめが行われていることを知っていたにもかかわらず、傍観していたり制止しなかった生徒に対しても、それは許されないという強い姿勢で適切な指導・支援を行う。
- ④ いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行う。
- ⑤ 県教育委員会に対して、法第23条第2項の規定による報告を行ったときは、県教育委員会の指示を受けて必要な措置を講ずる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告、調査組織

① 県教育委員会への報告

重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、調査組織を設置する。

② 調査を行うための組織

学校が設置する調査組織は、対策委員会を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えて組織する。

③ 調査の目的

この調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にして、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

（３）対処の進め方

① 事実関係の調査

- いじめられた生徒本人からの聴き取りが出来る場合は、当該生徒から十分に聴き取りを行う。
- 生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。また、当該保護者と今後の調査について十分に協議する。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

② 事実確認後の対応

- 調査内容を踏まえて、調査組織は事実関係を確認する。
- いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。

② 県教育委員会への報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、調査の進捗状況については適宜、適切に報告する。

(5) 留意事項

- ① 調査は、必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。また、特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ② 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ③ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。特に、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分配慮する。
- ④ 関係生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮し、関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- ⑤ 重大事態の発生に伴い、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がっていることに、十分配慮する。
- ⑥ 事実に基づかない風評等が流れる場合もあることに、適切に対処する。
- ⑦ 情報提供に当たっては、関係者のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

いじめ防止等に向けた年間計画表

時期	主な行事	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修等の実施及び評価
日常		生徒理解を深める わかる・規律ある授業の展開 道徳教育の充実(情報モラル教育) 人権教育の充実 情報モラル教育の充実 相談しやすい雰囲気づくり 信頼関係を深める	日々の生徒観察 日々の授業評価(1時間ごとの評価) 相談に対する真摯な対応 目安箱の設置	
4月	始業式 入学式 新入生OT 歓迎実習 城南大会	いじめを許さない学校づくりを宣言する(全体・HR) 安心して過ごせるホームルームづくり 意欲的な学習を促す授業づくり 教師と生徒の信頼関係づくり 生徒間の信頼関係づくり		生徒カルテの作成・活用 新入生の情報収集・共有
5月	中間考査 PTA総会 生徒総会 高校総体 高校総文祭	個人面談実施 生徒によるいじめを許さない宣言(生徒総会) 中間考査に向けた学習指導強化	Q-Uにもとづく学級アセスメント(1, 2年) 生徒理解研修での生徒情報交換	いじめ対策委員会開催(年間計画確定) 第1回生徒理解研修
6月		学級アセスメントにもとづいたHRづくり 家庭学習強化月間の取組 期末考査に向けた学習指導強化	第1回いじめアンケート	いじめアンケート分析 家庭学習時間調査結果分析 生徒による授業評価(1学期)分析
7月 8月	期末考査 終業式 始業式	1学期の総括と2学期への展望 夏季休業の過ごし方についての指導 新学期の生活についてのガイダンス 2学期の目標設定	一斉登校指導(休業中に2回実施)時の生徒観察 家庭訪問(1年) 休業中の生活記録	1学期検証会議(職員研修)
9月	体育大会	体育大会に向けた意識づけ 協力して行事に取り組むHRづくり	第2回いじめアンケート	いじめアンケート分析
10月	中間考査	中間考査に向けた学習指導の強化 学級アセスメントにもとづいたHRづくり	Q-Uにもとづく学級アセスメント(1, 2年) 生徒理解研修での生徒情報交換	第2回生徒理解研修
11月	八農祭 期末考査	協力して行事に取り組むHRづくり いじめ根絶強化月間の取組 家庭学習強化月間の取組 期末考査に向けた学習指導強化	心のアンケート(第3回いじめアンケート)	心のアンケート分析 家庭学習時間調査分析 生徒による授業評価(2学期)分析
12月	長距離走大会 終業式	人権週間の取組 いじめアンケート結果をもとに2学期を振り返る 冬季休業の過ごし方についての指導	感想文などから生徒のサインを読み取る 休業中の生活記録	2学期検証会議(職員研修)
1月	始業式	新学期の生活についてのガイダンス 3学期の目標設定	学校生活満足度調査 Q-Uにもとづく学級アセスメント(1年)	生活記録をもとにした生活実態調査分析 調査結果の検討・分析
2月	高校入試 期末考査	よりよいクラスづくりに向けたHR活動 家庭学習強化月間の取組 期末考査に向けた学習指導の強化	第4回いじめアンケート	いじめアンケート分析 家庭学習時間調査分析 生徒による授業評価(3学期)分析 成績会議(年間) いじめ対策委員会開催(年間評価)
3月	卒業式 高校入試 終業式	個人面談実施 いじめアンケート結果等をもとに1年間を振り返る 春期休業の過ごし方についての指導		年間検証会議(職員研修)

いじめ未然防止マニュアル

熊本県立八代農業高等学校

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・研修情報部長・保健主事・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・外部専門家(臨床心理士)

- 1 「いじめ防止」に向けた方針及び対策の骨子を検討する
- 2 取組の内容および対応部署について検討する

日常の教育活動の改善・充実に
を図る

【未然防止の基本方針】
いじめを許さない気風をつくる
生徒観察と生徒理解を深める
学校と家庭・地域社会の連携を推進する

生徒の実態を
正確に把握し
つづける

【いじめ未然防止に向けた具体的対策の概要】

【生徒の心を育てる】

〈道徳教育の推進〉

道徳性・規範意識を高める
教育実践を研究・推進する

↓
全ての領域で道徳教育を実践

【組織の対応力を高める】

〈人権教育の推進〉

いじめ問題の背景・本質追求と
人権意識の高揚を図る

↓
全ての領域で人権教育を推進

【教師の力量を高める】

〈職員研修の充実〉

生徒理解といじめ問題への
対応力を高める研修の実施

↓
教育カウンセリング技法の習得

《日常の教育活動》

○全教育活動を通して「**規範意識**」や「**自尊心**」・「**思いやりの心**」を育む
○生徒一人一人を大切にする授業をつくり「**自己肯定感**」を高める
○安心して過ごせるホームルームをつくり「**学校生活満足度**」を高める
○一人一人が活躍できる特別活動を工夫して「**達成感**」を味わわせる

《いじめを許さない校風づくり》

○いじめは「命」に関わる深刻な問題だという認識を持つ
○いじめは絶対に許さないという「使命感」をもって教育にあたる
○生徒との信頼関係を深め「悩み」を相談しやすい雰囲気をつくる
○肯定的に生徒を理解し一人一人のよさの発見に努める

《生徒の実態把握》

○日常の生徒観察や定期的な面談により生徒の変化を察知する
○生徒カルテを活用して生徒理解の深化と生徒情報共有に努める
○いじめに対する危機感を高めるために事例研究をおこなう
○心のアンケートやQ-Uなどを実施して生徒が発するサインをキャッチする

【職員研修】

- 1 いじめ未然防止の取組について共通理解を図る
- 2 具体的な取組場面と担当者を確認する(役割分担して対応する)
- 3 全職員で共通実践することを確認する

“共通理解”と“共通実践”

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・研修情報部長・保健主事・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・外部専門家(臨床心理士)

- 1 「いじめ防止等」の取組を検証・評価する
- 2 取組内容および学校組織の改善について検討する

いじめ早期発見・対処マニュアル

熊本県立八代農業高等学校

【いじめの把握(早期発見) : 担任・授業担当者など】

～教師の気づき(授業中や休み時間の過ごし方など日常の生徒観察や情報交換などから)～
～生徒からの訴え(本人・周囲の生徒からの申し出や「心のアンケート」の結果などから)～
～その他(家庭や地域からの報告・通報などから)～

【緊急対応 : 発見者・担任など】

- 1 被害生徒を守る(最悪の結果を防止する)
- 2 他の職員に支援を要請する(複数で対応にあたる)
- 3 加害生徒を隔離する(保護者への連絡・引き渡し)

【校長・教頭】

重大事態が発生した場合は教育委員会に報告し指導を受ける

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・研修情報部長・保健主事・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・外部専門家(臨床心理士)

- 1 「いじめ」として取り扱う事案であるかどうかを判断する
- 2 事実関係を正確に把握する(“4層構造＝被害者・加害者・加担者・傍観者”でとらえる)
- 3 指導方針の確認と指導体制を確立する(どの部署が誰に対応するかを検討する)

【臨時職員会議】

- 1 職員の共通理解を図る(学校全体の問題として考える)
- 2 具体的な対応策と担当者を決定する(役割分担して対応する)
- 3 問題解決に向けた全職員の共通実践(当該担任を全力でサポートする)

【該当学年・学科・教育相談等】

- ①被害生徒への対応(共感・援助)
- ④傍観生徒への対応
(いじめを許さない心情を育む)
- ⑤学級集団への対応
(教育力ある集団に変容させる)
- ⑥保護者への対応(家庭訪問)
- ⑦児童相談所などの関係機関と連携

問題が解決した後も卒業するまで
人間関係を見守る

【具体的な対応】

- ①被害生徒への支援
- ②加害生徒への指導・支援
- ③加担生徒への指導・支援
- ④傍観生徒への指導・支援
- ⑤学級集団への指導・支援
- ⑥全校生徒への対応
- ⑦保護者への対応
- ⑧関係機関との連携

【校長・教頭】

- ⑥全校集会(必要な場合)
- ⑦保護者会開催(必要な場合)
- ⑧マスコミ対応(必要な場合)
- ⑧教育委員会への報告(総括)

【生徒指導部】

- ②③加害生徒・加担生徒への対応
- ⑥保護者への対応(連絡・説明)
- ⑦警察などの関係機関と連携

【再発防止・長期根本対応 : 学校全体としての継続的な取組】

【生徒の心を育てる】

〈道徳教育の推進〉

道徳性・規範意識を高める
教育実践を研究・推進する

↓
全ての領域で道徳教育を実践

【組織の対応力を高める】

〈人権教育の推進〉

いじめ問題の背景・本質追究と人権
意識の高揚を図る

↓
全ての領域で人権教育を推進

【教師の力量を高める】

〈職員研修の充実〉

生徒理解といじめ問題への
対応力を高める研修の実施

↓
教育カウンセリング技法習得など

（いじめを見抜くための留意点）

1. 孤立する時に示すサインを見逃していないか。
2. 交友関係やその変化をきちんととらえているか。
3. 気にかかる児童生徒に声をかけるなど、接触につとめているか。
4. 児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりにつとめているか。
5. 教室の実態をよく観察しているか。
6. 児童生徒の校内・校外における生活点検につとめているか。
7. 教育相談や実態調査などの結果が生かされているか。
8. いじめや悪質ないたずらを「よくあることだ」と見過ごしていないか。
9. 家庭からの情報や家庭との連絡・協調体制に欠落はないか。
10. 地域からの情報や地域との連携はよくなされているか。

（いじめられている子を見抜くポイント）

1. 孤立化している。
2. 表情に乏しく、生気がなく、無口になっている。
3. 気持ちが沈んで消極的になっている。
4. いつもおどおどしている。
5. 顔などに理由のはっきりしない打撲傷などがある。
6. 服装に不自然な乱れがある。
7. 理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退をしたがる。
8. 泣いたり、ベソをかいいたりする。
9. 職員室や教師の近くをうろうろする。
10. 用事もないのに保健室によく来る。
11. 運動や掃除、遊びなどのときに苦しい立場に立たされている。
12. 人権を無視した「あだ名」などがつけられる。
13. 放課後すぐ帰ろうとする。
14. 教室内で指名されたとき、異様な雰囲気になる。
15. いじめに対する「隠語」を使っている。
16. 「余分な金品を要求する」という情報がある。
17. 所持品の紛失届が頻繁に出される。

（いじめている子を見抜くポイント）

1. 真面目な子を冷やかしたり、からかったり、いびっている。
2. 特定の子を、掃除や昼食の時、休み時間などいつも苦しい立場に立たせて遊ぶ。
3. 表と裏のある行動をとる。
4. 教師に対して鋭いやじを飛ばす。
5. 仲間だけで合図や目配りなどをしたり、にやにやする。
6. 校舎の隅にたむろしたり、ヒソヒソ話をしている。
7. 力が強く、何人かの子分をもっている。
8. いらいらして、すぐちょっかいを出す。
9. いつも相手の顔色をうかがっている。

八代農業高等学校いじめ防止基本方針概要

1 いじめの定義

- 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

（１）いじめの防止

- 子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌を作り上げることが必要
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要

（２）いじめの早期発見

- いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制整備が必要

（３）いじめへの対処

- いじめが認知された場合には、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要

（４）家庭や地域との連携について

- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携した対策の推進が必要
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協同する体制を構築しておくことが必要

3 いじめ防止等の対策のための組織

（１）構成員

- 「いじめ対策委員会」を設置し、その構成員は、校長、教頭、研修情報部長、保健主事、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、臨床心理士とする

（２）組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

4 いじめの防止等に向けた年間計画

（１）年間の取組についての検証を行う時期

- 毎年度はじめの対策委員会を経て、いじめ防止等の取組の年間計画を確定
- 各学期末及び年度末に、取組の検証を行う会議を実施

（２）取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

- 検証会議等の機会をとらえ、いじめ防止等に向けた適切な対処ができるよう職員研修を実施
- 情報共有を図る機会を設け、生徒の実態把握やいじめ防止等の取組状況を評価
- 保護者との連携の機会をとらえ、家庭との連携のあり方や、特にインターネットを通じて行われるいじめ防止等への取組、家庭に対する啓発活動の状況等を評価
- 関係機関と連携する機会をとらえ、連携のあり方や重大事態の防止等への取組状況を評価

（３）いじめの未然防止の取組

【全教職員が日常的に行う取組】

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校や学級全体に醸成
- ② 学校や社会の「規律」を守る指導の充実
- ③ 道徳教育の充実を柱として自尊感情や自己肯定感の醸成に向けた教育活動の充実
- ④ 教育活動全般を通じて満足度向上につながる取組の工夫
- ⑤ 生徒カルテの活用した生徒理解に基づき、教育活動全般を通じて信頼関係を醸成
- ⑥ 教育活動全般を通じて絆づくりの機会を設定
- ⑦ 「心のきずなを深める月間」等の取組を通じて、人権尊重の態度および実践力や行動力を育成
- ⑧ 教職員の不適切な認識や言動からいじめにつながるような指導方法を工夫・改善
- ⑨ いじめの防止等に向けた教職員の決意および実践的指導力の向上
- ⑩ 生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進
- ⑪ 学校、家庭及び地域の連携を深め、いじめを許さない学校・学級づくりに向けた取組を工夫

【授業の際に行う取組】

- ⑫ 明確なねらいを示し、生徒が活躍できる授業展開を工夫し、生徒の学習到達状況を確認
- ⑬ 農業と家庭の専門高校で学ぶことの意義や重要性を理解させ、他者への思いやりの心や自他の命を大切に作る心、物事に感謝する心を身に付けるさせる等、社会を生きぬく豊かな心を育成
- ⑭ 情報モラル教育の推進により、SNS等のサービス利用等にもなういじめについて指導

【ホームルーム活動の際に行う取組】

- ⑮ 生徒との深い信頼関係を築き、生徒の居場所確保、生徒同士の人間関係づくりを支援
- ⑯ ホームルーム活動や学校行事、部活動等への積極的な参加により、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動できるよう指導
- ⑰ 家庭訪問や三者面談、学級通信の発行等を通じて家庭との信頼関係を醸成

【生徒会活動を支援する取組】

- ⑱ 生徒が主体となる取組（学校いじめ根絶宣言の採択、目安箱の設置など）を支援

（４）いじめの早期発見の取組

【全教職員が日常的に行う取組】

- ① すべての教育活動において注意深く生徒を観察し、生徒の変化について状況共有を図る
- ② 教師の目が届きにくい時間帯においても計画的に校内巡回をおこなって生徒の人間関係を観察
- ③ いじめに関する相談や通報をしやすい雰囲気づくりや、「目安箱」設置などの環境整備

【ホームルーム担任を中心に定期的に行う取組】

- ④ 不断の生徒観察や面談等に加え、各種調査を定期的に実施し生徒に関する情報を共有
- ⑤ 保護者会等の機会や、「学校通信」や「学級通信」等を活用して生徒に関する情報を共有

５ いじめに対する措置

- いじめられている生徒を必ず守り通すという強い姿勢で、いじめを受けた生徒の安全を確保
- いじめは絶対に許されないという強い姿勢で、いじめを行った生徒ならびに加担した生徒を指導
- いじめを傍観していたり制止しなかった生徒に対しても指導
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、警察等に適時適切に相談
- 法第２３条第２項の規定による報告を行ったときは、県教育委員会の指示を受けて措置

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（２）重大事態の報告、調査組織

- 速やかに県教育委員会に報告するとともに調査組織を設置
- 調査組織は対策委員会を母体として、当該重大事態に応じて適切な専門家を加えて組織
- 客観的な事実関係を明確にして当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る

（３）調査の進め方

① 事実関係の調査

- いじめられた生徒本人からの聴き取りが出来る場合は、十分に聴き取りを行う
- 聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う

② 事実確認後の対応

- 調査内容を踏まえて、調査組織は事実関係を確認
- いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる
- いじめられた生徒に対しては、状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰や学習支援等を行う

（４）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して
 - 必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、明らかにした事実関係について説明
 - 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過を報告
- ② 県教育委員会に対して
 - 調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告
 - 調査の進捗状況については適宜、適切に報告

（５）留意事項

- 調査は必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保
- 生徒の自殺という事態が起こった場合、自殺防止の観点から、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら背景調査を実施
- いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に調査を実施
- 関係生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- 学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がっていることへの十分な配慮
- 情報提供に当たり関係者のプライバシー保護に配慮